

### Ⅲ 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会を目指して

## 1 こどもの健全育成の推進

### (1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

#### 現状及び課題

- 中高生を中心にこどもたちにも、インターネットや携帯電話が身近なものとして普及しています。
- こうした状況を踏まえ、インターネット上に氾濫する有害情報等への対応や、高知県青少年保護育成条例<sup>2</sup>、青少年インターネット環境整備法なども踏まえ、こどもを取り巻く有害環境対策を進めることが必要です。

#### (出会い系サイト規制法違反等の福祉犯罪)

H17年 28件 33人検挙

H21年 43件 35人検挙 (平成17年比 +15件 +2人)

#### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■インターネット利用等の福祉犯罪の取締りの徹底、有害環境の現状等の情報発信

【少年課】

- 少年の福祉を害する福祉犯罪検挙に向けた取り組みを推進します。
- 福祉犯罪検挙に併せて、有害環境の現状等についても積極的に情報を発信します。

#### ■関係機関、団体等と連携したこどもを取り巻く有害環境浄化活動の推進 【少年課】

- 携帯電話事業者等に対する青少年のフィルタリング促進についての要請をします。

#### ■児童生徒、保護者への携帯電話の利便性、危険性等についての啓発活動 【人権教育課】

- 児童生徒や保護者に対する、携帯電話の利便性、危険性、フィルタリング促進等についての啓発活動を行います。

#### ■学校教育でのネット上の人権侵害を予防する教育の推進 【人権教育課】

- 教職員へのメディアリテラシーに関する教育についての理解普及や、ネットいじめに関する対応マニュアル・事例集を普及します。

#### ■高知県青少年保護育成条例に基づく取り組みの推進 【児童家庭課】

- 条例の内容について広報啓発を行い、事業者等の自主規制を推進します。
- 青少年に好ましくない図書やビデオ、DVD、ゲームソフト等を青少年に視聴させない環境づくりを推進します。
- 青少年を有害な環境から守る取り組みを推進します。
- 社会環境の変化に即応した必要となる規制等を検討します。

### (2) 児童の健全育成

<sup>2</sup> 高知県青少年保護育成条例：成長過程にある青少年に悪影響を及ぼすような社会環境や行為から、青少年を守り、健全に育成することを目的に昭和52年12月に制定した条例。

### 現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した放課後対策や、児童館・児童センター（31施設）、青少年教育施設（8施設）を活用した事業の実施、また、非行防止活動の推進などの取り組みは、児童の健全育成を図っていく上で非常に重要です。
- 現在行われている取り組みをさらに進めるなどして、すべてのこどもたちの安全で健やかな居場所づくりなどを確保することが必要です。

### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■児童館・児童センター、青少年教育施設等の事業の充実 【児童家庭課、生涯学習課】

- 利用者ニーズの把握や、事業の実施効果などを踏まえた取り組みを進めます。
- 自立した青少年の育成に向けた多様な体験活動の機会を提供します。
  - ・親子及び世代間の交流や、文化活動、自然やスポーツなどの体験活動

#### ■放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実[再掲] 【生涯学習課】

- 県内すべての小学校区への放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置、中学生を対象とした放課後学習室の設置など、放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実を図ります。

#### ■非行防止活動の推進 【児童家庭課】

- 少年補導センター活動への支援を行い、少年補導活動を促進します。
- 家庭、学校、警察、青少年育成団体、保護司、地域住民等が地域ぐるみで非行防止活動等を行うための連携、協力を進めます。
- 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」を中心とした広報啓発活動を行い、県民の健全育成、非行防止意識の高揚を図ります。

### 目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率 (小学校)	71.3%※1	100%※2

※1：平成 21 年 11 月現在

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

## 2 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 良質な住宅、居住環境の確保

#### 現状及び課題

- 子育て世帯など世帯人員の多い家族にとって、生活に適した広さなどの質を備えた住宅が十分に供給されているとは言えない状況です。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が広い住宅に住んでいるケースが少なくないなど、住宅のニーズと利用状況にミスマッチが生じています。

#### (持家世帯の状況)

- 4人以上の家族世帯 100㎡未満の住宅：約3割
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯 100㎡以上の住宅：約4割
- 全住宅のバリアフリー化率も約24%と低く、子育て世帯に対する居住環境の整備が不十分な状況です。
- 県営住宅においては、子育て世帯（同居者に小学校就学前のこどもがいる世帯）は裁量世帯として扱われ、入居申し込み要件（所得要件）が緩和されています。子育て世帯、多子世帯（18歳未満のこどもが3人以上いる世帯）は、特例者優遇措置により、募集戸数が2戸以上の団地について、2回抽選が可能となっています。

#### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■民間事業者との連携による住宅ストックのミスマッチの改善等 【住宅課】

- 住宅ストックのミスマッチの改善に向けて検討を行います。
  - ・宅地建物取引業者等の事業者や市町村などと連携した、中古住宅流通促進及び住み替え促進などの仕組みづくりなど
- ファミリー向け賃貸住宅の供給促進に向けて検討を行います。
  - ・必要に応じて市町村とともに特定公共賃貸住宅等の供給の検討など
- 子育て世帯への住宅情報の提供について検討を行います。
  - ・宅地建物取引業者等の事業者や市町村などと連携した民間賃貸住宅などに関する情報提供の仕組みづくりの検討など

#### ■居住環境の確保の推進 【住宅課】

- 子育て世帯などが住宅を選択する場合の目安になるよう、住宅性能の明確化を図ります。
  - ・住宅性能評価機関等と連携した住宅性能表示制度の普及やPRなど
- 市町村等と協力しながら、公的賃貸住宅も含めた住宅のバリアフリー化を推進します。

#### ■子育て世帯の優先入居の実施など県営住宅制度の充実 【住宅課】

- 子育ての一定期間だけ入居することができる制度など、子育て世帯に配慮した新たな入居制度について検討を進めます。
- 子育て支援の観点から、小学就学前のこどものいる世帯や18歳未満の子が3人以上いる世帯に対する入居決定抽選が2回できる取扱いを継続します。

## (2) 安全な道路交通環境の整備

### 現状及び課題

- 近年の交通死亡事故の状況を見ると、歩行中、自動車乗車中のいずれも発生件数は減少していますが、歩行中の方がその割合が小さくなっており、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を一層確保することが大切です。
- そのため、これまでの対策に加え、子どもを事故から守る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を進める必要があります。

### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 【道路課、交通規制課】

- あんしん歩行エリア（高知県内5ヶ所指定）における歩行者、自転車の事故防止対策を推進します。
- 交通安全施設の整備を促進します。
  - ・ 交通信号機の新設や信号灯器のLED化、音響式交通信号付加装置の設置など
- 交通実態に即した交通規制を実施します。
  - ・ 道路の新設、改良等に伴う交通規制の新設と見直しなど

### (3) 安心して外出できる環境の整備

#### 1) 公共施設、公共交通機関等におけるバリアフリー化

##### 現状及び課題

- 子育て世帯や妊婦等が、安心して外出できるよう、公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化は大切です。
- 本県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成9年4月施行)に基づき、公共施設等について、障害者、高齢者、妊産婦等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めてきました。
- 現在、県の公共施設の多くは、基本的に必要とされるバリアフリー化が実施されており、文化施設等については、毎年度、各施設の管理運営全般について、外部の有識者等からなる事業評価委員会による審議を受けて、評価結果を公表するとともに、来館者からのアンケートなどを活用した改善を実施しています。
- バス、路面電車、鉄道の車両や関連施設のバリアフリー化については、まだ十分ではなく、より一層利用しやすい環境の整備が必要です。

##### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■公共施設におけるバリアフリー化の推進

##### 【文化・国際課、観光政策課、道路課、公園下水道課、環境共生課】

- 幅の広い道路の整備や、歩道の段差、勾配の改善など歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- 牧野植物園において、温室等のバリアフリー化を推進します。
- 春野総合運動公園や野市総合公園(のいち動物公園)などの特定公園施設において、園路・広場の出入り口、通路など、移動が円滑にできるように改善を実施します。

#### ■公共交通機関におけるバリアフリー化の推進 【公共交通課】

- 交通事業者が実施するバス、鉄道車両、電停等の整備への支援を行います。

#### ■店舗等におけるおでかけしやすい環境づくりの推進 【少子対策課】

- 民間事業者が行うオムツ替えシートや授乳スペースなどの子育て支援設備の整備を支援します。

#### 2) ソフト面のバリアフリー化

##### 現状及び課題

- 各市町村において、妊産婦が服や持ち物につけるマタニティマーク入りグッズの作成や啓発用ポスターの掲示等の啓発事業を実施していますが、23市町村での実施に止まっています。
- トイレのバリアフリー化については、県内510ヶ所の公衆トイレの情報発信を行う中で、ユニバーサルデザインの状況について情報提供を実施しています。

## 取り組みの方向、具体的な取り組み

### ■マタニティマークの周知など、妊婦等への理解の向上 【健康づくり課、障害保健福祉課】

- マタニティマークの啓発事業に取り組むよう、継続的に市町村への要請を行うとともに、公共施設等への啓発ポスター等の掲示等を進めます。
- 妊産婦等を含む歩行困難な方に対する専用・優先駐車スペースの確保、適正利用を推進します。
  - ・公共施設の駐車場へのマタニティマークの貼付や、パーキングパーミット制度<sup>3</sup>の導入による利用証の交付や協力事業所の情報提供など

### ■バリアフリー化の情報の提供 【障害保健福祉課】

- 県内の公共施設等のバリアフリー情報を提供します。
  - ・バリアフリーマップなどによる、障害者や子育て世代に対応したトイレや授乳室等の設備等の情報提供など

<sup>3</sup> パーキングパーミット制度：県内の公共施設や量販店などに設けられている身体障害者等用駐車施設について、県が利用証を交付し利用できる方を明らかにすることによって、これら駐車施設の適正な利用を促進する制度。平成18年7月に佐賀県で導入されたのを皮切りに全国にその取り組みが広がりつつある。高知県では平成22年度に導入予定。すでに制度を導入している県における利用証の交付対象は、身体障害者のほか高齢者、知的障害者、難病患者、妊産婦、けが人などのうち歩行困難な方となっている。

### 3 こども等の安全の確保

#### (1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

##### 現状及び課題

- 現在の自動車を中心とした社会において、交通弱者であるこどもたちの交通安全を確保することは非常に重要です。
- 平成21年中の中学生以下のこどもの交通事故は、252件発生、死者1人、傷者260人となっており、平成20年と比較して、それぞれ、-23件、+1人、-23人となっていますが、自転車の事故が最も多く、件数で約5割を占めています。

##### (こどもの交通事故発生状況(H21))

- 50.4%が自転車運転中に発生
  - 未就学児 事故48件中 自転車運転中4件
  - 小学生 事故114件中 自転車運転中54件
  - 中学生 事故90件中 自転車運転中69件
  - 高校生 事故168件中 自転車運転中69件
- 現在でも、発達段階に応じた系統的な交通安全教育(参加・体験・実践型)を推進していますが、今後は、より効果的な交通安全教育を行うとともに、生徒自身による自主的な交通安全への取り組みの促進、自転車の安全利用の推進に向けた取り組みなどが必要です。

##### 取り組みの方向、具体的な取り組み

##### ■児童等に対する交通安全教育の推進

###### 【県民生活・男女共同参画課、スポーツ健康教育課、交通企画課】

- 幼児、児童生徒などへの段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
  - ・交通安全こどもセンターの活用や、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得、原付自転車安全運転の講習会など
- 交通安全に関する民間団体の主体的活動を推進します。
  - ・交通安全母の会等による地域におけるこどもの交通安全教育など

##### ■チャイルドシート(ジュニアシートを含む)の正しい着用の推進

###### 【県民生活・男女共同参画課、交通企画課】

- あらゆる機会、広報媒体を通じた積極的な広報啓発活動を推進します。
  - ・各種交通安全運動の機会をとらえた広報や、「シートベルト・チャイルドシート着用指導日」における街頭啓発の実施など

##### ■自転車の安全利用の推進 【県民生活・男女共同参画課、交通企画課】

- 交通マナー遵守の広報や普及啓発を推進します。
  - ・自転車の正しい利用方法の指導、自転車マナーアップキャンペーン、街頭指導活動など
- 児童、幼児向け自転車用ヘルメットの着用や、反射材の取り付けを促進します。
- 幼児2人同乗用自転車の安全利用を促進します。

## (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### 現状及び課題

- 子育て家庭にとって、こどもを犯罪から守る社会環境づくりは大切です。
- これまでも、犯罪情報等の発信や、被害防止教室、通学路等におけるこどもの見守り活動、自主防犯組織と連携した取り組み、スクールサポーターやスクールガード・リーダー<sup>4</sup>の配置などを行ってきましたが、引き続き、こどもたちが犯罪の被害に遭わずに安全で安心して生活できるよう、関係機関が連携して、地域ぐるみでこどもの安全を確保する取り組み等が必要です。

(こどもが不審な声かけ等をされた件数)

■H18：318件 H19：219件 H20：262件

### 取り組みの方向、具体的な取り組み

#### ■住民の自主防犯活動を促進するための犯罪等に関する情報提供の推進

【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- 住民との情報共有を促進します。
  - ・様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動や、ホームページ等を通じた防犯活動団体の活動内容等の公表など
- テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した情報発信システムを構築し、犯罪情報等を県民に広く、タイムリーに提供します。

#### ■こどもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報交換

【スポーツ健康教育課、生活安全企画課】

- 警察、教育委員会、学校、少年サポートセンター、少年補導センター、自主防犯組織等とのネットワークを構築します。

#### ■学校付近や通学路等における、関係機関・団体と連携した安全対策の推進

【県民生活・男女共同参画課、スポーツ健康教育課、生活安全企画課】

- 学校関係者や自主防犯組織、地域住民等と連携したパトロール等の見守り活動、通学路・公園等の安全点検の実施を推進します。
- 現在7警察署に配置しているスクールサポーターを拡充します。(16警察署に配置)
- スクールガード・リーダーや学校安全ボランティアの整備を推進します。

#### ■こどもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- パトロール用品等の物品支援を推進します。
- 「あんしんFメール<sup>5</sup>」等を利用した犯罪情報等のタイムリーな情報提供を推進します。

<sup>4</sup> スクールガード・リーダー：文部科学省補助事業「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により委嘱された人。学校内外を巡回し、学校や、スクールガード（地域で活動する学校安全ボランティア）に対し、安全に関する指導・助言を行う。

<sup>5</sup> あんしんFメール：警察が把握したこどもに不安を与える声かけやつきまとい等のいわゆる不審者情報やひったくり、路上での強制わいせつなど県民に身近な犯罪情報を、警察本部のファクシミリから県民の皆さんが登録した携帯電話にメールで提供するものをいう。



■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

■こどもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施 【生活安全企画課】

- ロールプレイング方式等による実践的な防犯教室を開催し、こどもが犯罪等に巻き込まれる危険を予見する能力や危険回避能力を向上させます。

■学校等におけるこどもの安全の確保 【スポーツ健康教育課】

- 学校等における安全管理の徹底や、教職員への講習を行います。
  - ・ 学校安全の充実、各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応や、教職員を対象とした防犯教室推進講習会の開催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
スクールガード小学校組織率	77.9%※1	100%※3
あんしんFメール登録者数	7,969人※2	12,000人※4

※1：平成21年9月現在

※2：平成21年12月31日現在

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※4：「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」による平成23年9月末目標値

### (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進

#### 現状及び課題

- こどもを犯罪から守るためには、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進は、非常に重要です。

現在でも、青色防犯灯を設置するなど対応を行っていますが、地域住民一人ひとりの関心を高める必要があります。

- また、道路、公園、駐車場及び駐輪場などの公共の空間においては、ひったくりや乗り物盗などの街頭犯罪が多く発生しています。犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及を進める必要があります。

#### 取り組みの方向、具体的な取り組み

##### ■犯罪情勢の分析、情報提供の推進 【生活安全企画課】

- 地域住民に身近な犯罪情報や地域安全情報をタイムリーに情報発信します。

##### ■繁華街、歓楽街における安全・安心の確保 【生活安全企画課】

- 繁華街や歓楽街における風俗環境の浄化のための取締りを実施します。

##### ■地域の取り組みに対する支援 【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- 自主防犯活動への支援と連携を推進します。
  - ・ 地域住民、タウンポリス等と連携したパトロールの実施や、青色回転灯装備車両パトロール実施者講習の開催、生活環境整備活動用資材・情報の提供など
- カスタマーポリス活動を推進します。
  - ・ 金融機関や量販店、深夜スーパー、パチンコ店等に対する防犯カメラ、非常ベル等の整備の呼びかけなど

##### ■犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場等の普及、整備

##### 【県民生活・男女共同参画課、道路課、都市計画課、公園下水道課】

- 「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」等を周知します。
- 県が管理する道路において、見通しを確保します。
  - ・ 照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定など
- 公園における見通しを確保します。
  - ・ トイレの新設、改修の場合に、出入口を2つ以上にするなど